令和７年度　安中市住宅省エネ改修補助金のご案内

省エネ型ライフスタイルの推進と地域経済の活性化を図るため、市民の皆様が安中市内（以下、「市内」といいます。）の業者を活用して、ご自宅を省エネ改修した場合に、その費用の一部を補助します。

※補助金交付申請の前に**事前申請が必要**です。
※既に着工又は完成している省エネ改修工事は対象外です。
※補助金の交付は交付年度に関係なく、申請者及び住宅につき、１回限りです。

補助対象者	・市内の住宅に居住している 18 歳以上の人で、当該住所で住民基本台帳に記録されている人 （または完了報告書提出時までに、当該住所に居住予定の人） ・市税を完納している人　・暴力団員等でないこと ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと （H28～R5 年度実施の住宅リフォーム補助金を除く）
補助対象住宅	・補助対象者が居住する住宅　※賃貸住宅などは対象外
補助対象工事	・下記の省エネルギー化、外皮の維持保全に資する省エネ改修工事　※詳細は別表参照 (1)屋根、外壁、天井、床下、窓などの断熱改修工事 (2)高断熱浴槽の設置を伴う浴室の改修工事（(JIS)A 5532 の高断熱浴槽） (3)節水型便器の設置を伴う便所の改修工事 ((JIS)A5207 のⅡ形大便器、Ⅰ形小便器、Ⅱ形小便器） (4)高効率エアコン、高効率給湯器、高効率 LED 照明の設置工事 ※省エネ基準達成度が 100%以上または多段階評価点★★★3.0 以上の機器（最新目標年度） (5)屋根、雨どい、外壁、構造躯体の維持保全工事 ・市内の業者に発注して行う工事であること ※法人の業者にあっては**本店(本社)が市内にある業者**に限ります。 ・補助対象経費が 5 万円(税込み)以上であること ・**令和 8 年 2 月 27 日(金)**までに省エネ改修工事の完了報告ができること 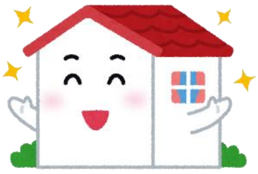
補助金額	・補助対象経費×20%　・・・① ※ＵＭＥＣＡで受け取る場合、①×10%の額が加算されます（いずれも 1,000 円未満切り捨て） ・補助金上限額　　現金：10 万円　または　ＵＭＥＣＡ：11 万円分のポイント ※ＵＭＥＣＡで受け取る場合、申請者のスマートフォンでアプリの登録が必要です
補助金交付までの手順　～ まずは事前申請を！！ ～	
事前申請	事前申請受付期間： **令和 7 年 5 月 12 日(月)午前 8:30～令和 7 年 6 月 6 日(金)午後 17:15** 応　募　方　法：**右記の応募フォーム（二次元コード）からアクセスして応募してください。** **※市ホームページからも応募できます** ・事前申請できるのは申請者及び住宅につき、１回限りです。 ・事前申請の際には見積書、写真などは不要です。 ・事前申請では、補助対象者の条件の確認、審査を行い、結果を通知します。 【応募フォーム】　【市ＨＰ】
公開抽選の実施（応募多数の場合）	公開抽選日：**令和 7 年 6 月 21 日(土)** ・事前申請件数が多数の場合は、公開抽選により当選者(本申請できる人)を決定するほか、補欠順位を決定します。 ※申請件数が募集件数を上回らない場合は、公開抽選を実施しません。 ※公開抽選を実施しない場合、予算残額に応じて追加募集を実施する場合があります。
当選者による補助金交付申請（本申請）	本申請受付期間：**令和 7 年 6 月 23 日(月)～令和 7 年 7 月 11 日(金)** 本申請受付場所：本庁建築住宅課（松井田庁舎では受付できません。） ・当選者は所定の書類を添えて本申請をしてください。本申請では補助対象工事の条件の確認、審査などを行います。 ・予算残額に応じて、本申請できる人を補欠順位順に繰上げます。(おおむね令和 7 年 10 月末日まで）※繰上げの通知がなかった場合は、補助金の交付申請はできません。
工事完了報告 補助金の請求	工事完了報告書提出期限：**令和 8 年 2 月 27 日(金)** 工事完了報告書受付場所：本庁建築住宅課（松井田庁舎では受付できません。） ・補助対象工事の完了後、所定の書類を添えて報告してください。 ・書類審査後、補助金の交付となります。

安中市住宅省エネ改修補助金の交付までの手続きの流れ

手順１　事前申請から補助金交付申請(本申請)まで

申請者 / **安中市**

- 事前申請書の記入 → 事前申請 → 受付・審査（安中市）
- 審査結果の通知（安中市）
- 公開抽選（安中市） → 通知 → 抽選結果通知書の受領（申請者）

事前申請受付期間
令和７年５月12日(月)午前8:30から
令和７年６月６日(金)午後17:15まで
※先着順ではありません

公開抽選　日時：令和７年６月21日(土)

・事前申請の件数が予算額を超える場合は、公開抽選を実施し、当選者(補助金交付申請のできる人)を決定します。

・当選者以外は補欠者とし補欠順位を決定します。

※事前申請の件数が予算額の範囲内の場合には、抽選対象者全員が当選者とし、公開抽選は実施しません

抽選結果通知書の受領
- 当選者 → 補助金交付申請（本申請）
- 補欠者 → 繰上げ当選の通知受領 → 繰上げ当選者 → 補助金交付申請（本申請）

・当選者による本申請終了後、予算に残額がある場合や当選者が省エネ改修工事の取止めがあった場合には、補欠順位１位より繰上げ当選となります。

・繰上げ当選者への通知は、おおむね**令和７年10月末日**までに、順次行う予定です。

※繰上げ当選の通知がなかった場合(繰上げ当選者に該当しなかった場合)は、補助金の交付はできません

補助金交付申請
(本申請)
※手順２へ

手順２　補助金交付申請(本申請)から補助金交付まで

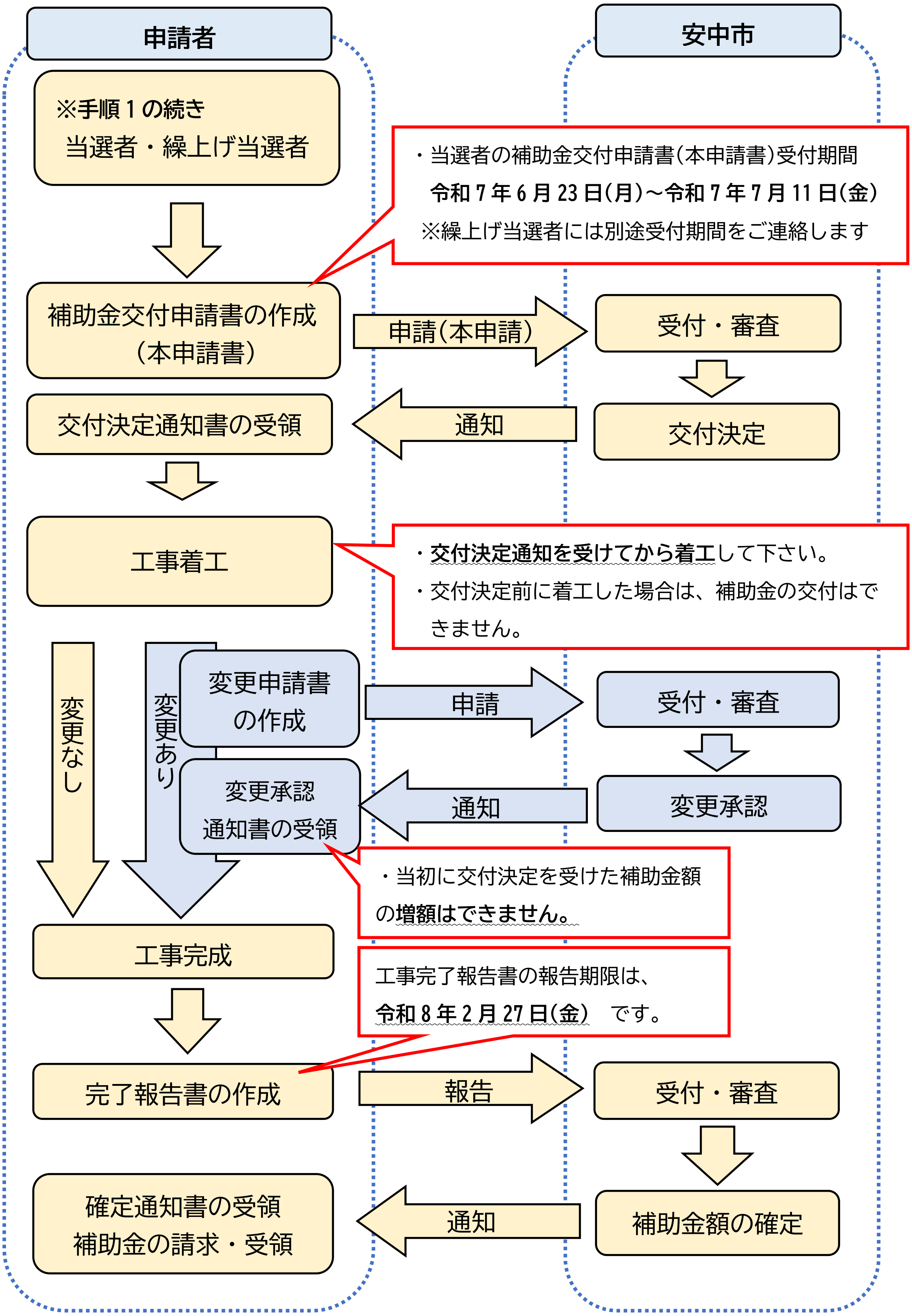

補助対象となる省エネ改修工事

・省エネ化に資する工事

項　　目	基準・内容
外皮の断熱改修	天井、外壁、床下、基礎等への断熱材等の設置
窓等の断熱改修	二重サッシ(内窓、外窓)、複層ガラス、樹脂サッシの設置
浴室の改修	日本産業規格（JIS）A 5532 の規定による「高断熱浴槽」同等品以上の設置を伴う浴室の改修工事
便所の改修	日本産業規格（JIS）A 5207 の規定による「Ⅱ形大便器」、「Ⅰ形小便器」、「Ⅱ形小便器」同等品以上の設置を伴う便所の改修工事
高効率エアコンの設置	省エネ性マーク適合品 （省エネ基準達成率：100%以上） または多段階評価★★★3.0 以上の機器
高効率給湯器の設置	省エネ性マーク適合品 （省エネ基準達成率：100%以上） または多段階評価★★★3.0 以上の機器
ＬＥＤ照明の設置	省エネ性マーク適合品 （省エネ基準達成率：100%以上） または多段階評価★★★3.0 以上の機器

※高効率エアコン、高効率給湯器、高効率 LED 照明は最新目標年度の省エネ性能評価による

統一省エネラベル等の例 →

※省エネ性能評価などは、省エネ型製品情報サイト（経済産業省・資源エネルギー庁）でも確認ができます。
URL：https://seihinjyoho.go.jp/

・外皮の維持保全に資する工事

項　　目	基準・内容
屋根の改修	ふき替え、塗装、防水等
雨どいの改修	新設、取替え、修繕等
外壁の改修	張り替え、塗装、防水等
構造躯体の改修	柱、梁、筋交い、基礎などの補強、修繕、 木部防腐防蟻処理、シロアリ駆除等

※注意!!

上記に該当しても、市の他の制度による補助を受ける省エネ改修工事は、対象外です。

お問い合わせ先

〒379-0192　安中市安中一丁目 23-13

安中市役所まちづくり部建築住宅課指導係（本庁 1 階）

電　話：027-382-1111（内線 1255・1256・1257）

メール：kenchiku-shido@city.annaka.lg.jp

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土、日、祝日、その他閉庁日を除く）